特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） 提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限
（　　月　　日）

□【第１期】対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。雇入れ日が賃金締切日又は賃金締切日の翌日の場合は、当該賃金締切日の翌日。）から起算して6か月を経過した日の翌日から起算して2か月以内。

□【第２期】各期の支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内。

【事業所名　　】　**※ 書類の不備、添付書類の不足がある場合は受理できません。早めの提出をお願いします。**

	事業主チェック	安定所チェック	提出書類	備考
1	□	□	特定求職者雇用開発助成金支給申請書 【第１期の場合】 （様式第３号）第１期申請書 【第２期の場合】 （様式第４号）第２･3･4･5･6期申請書	初回の申請が第２期の場合、第１期支給申請書（様式第３号）を使用して申請してください。
2	□	□	（様式第5号） 対象労働者雇用状況等申立書	
3	□	□	対象労働者に係る賃金台帳又はその写し （対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分されていること）	【第１期】雇入れ日から支給対象期間の末日までの労働に対する賃金の支払い状況の分かるもの 【第２期】支給対象期間の労働に対する賃金の支払い状況の分かるもの
4	□	□	対象労働者に係る出勤簿等又はその写し	【第１期】雇入れ日の属する月及び支給対象期における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされたもの 【第２期】支給対象期における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされたもの
5	□	□	労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類	出勤簿（タイムカード）以外に労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類がある時に必要
6	□	□	対象労働者の労働者名簿等の書類の写し （雇入れ年月日及び氏名が確認できるもの）	初回の申請時のみ必要
7	□	□	対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し （１週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できるもの）	雇入れ時点のものが必要（初回の申請時） 雇用期間が更新された場合や労働条件に変更が生じた場合は、更新・変更後の書類（写）も併せて必要
8	□	□	対象労働者について、都道府県等からハローワークへの支援要請に関する書類	・都道府県等からハローワークに対し就労支援の要請がなされていることが確認できる書類 （ハローワークが支援候補者を選定した場合は、ハローワークの支援候補者の選定に係る連絡書の写し） ・被保護者就労支援事業の対象者として支援を受けた者であることが確認できる書面（都道府県等の支援機関が発行する証明書） 等
9	□	□	年間カレンダー又は就業規則の写し	変形労働時間制を導入されている事業所のみ
10	□	□	有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書	有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇入れた事業主の場合、初回の申請時のみ必要
11	□	□	【氏名変更があった場合】 その事実がわかる書類の写し（変更の事実が確認できる労働者名簿の写し等）	
12	□	□	【対象労働者が申請日時点で離職をしている場合】 その事実がわかる書類の写し（離職年月日・離職理由などが明らかにされた労働者名簿の写し等）	
13	□	□	【必要に応じて添付する書類①】 最低賃金法第７条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類	対象労働者が最低賃金の減額特例の許可を受けている場合
14	□	□	【必要に応じて添付する書類②】 中小企業事業主であるか否かを確認するための書類 ア 支給申請書の「４事業所数（雇用保険適用事業所数）が複数ある場合 ・全ての雇用保険適用事業所番号を記載した資料 （任意様式） イ 支給申請書の「6.常時雇用する労働者の数」が下表に定める数以下である場合であって、申請事業主の雇用保険被保険者数が下表に定める数を超えている場合 ・雇入れ日における、雇用形態別の労働者数等を記載した疎明書等 ＜中小企業とは、業種ごとに下表に該当するもの＞	・資本金等の額の確認により中小企業事業主であることが確認できる場合は、常時雇用する労働者の数についての資料は必要ありません。 ・個人、一般社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人等で資本金等を有しない事業主等にあっては、常時雇用する労働者の数により中小企業事業主であるか否か確認することとなります。 ・大企業の事業主として申請する場合は、確認資料は必要ありません。
15	□	□	【必要に応じて添付する書類③】 （様式第7号１） 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書① （雇入れ１年後）	初回の申請時、雇入れ１年後の離職率が25%を超えている就労継続支援A型事業所のみ必要
16	□	□	【必要に応じて添付する書類④】 （様式第7号２） 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書② （助成期間１年後）	初回の申請時、助成対象期間終了１年後の離職率が25%を超えている就労継続支援A型事業所のみ必要
17	□	□	【必要に応じて添付する書類⑤】 （様式第8号） 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書 （就労継続支援A型事業）	離職率が25%を超える就労継続支援A型事業所であって、離職理由が就労継続支援A型事業所の支援を受けたことにより一般就労へ移行したものがある場合必要

産業分類	資本金の額･出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業･飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

⚠ **マイナンバー、医療保険の被保険者等記号・番号が記載されていないことを必ず確認のうえご提出ください。**

島根労働局職業安定部 【R050401】